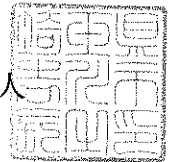


吉川市告示第221号

吉川美南駅東口周辺地区道路工事（その2）について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については、吉川市建設工事請負事後審査型一般競争入札試行要領（平成19年吉川市告示第219号）に定めるところによるものとする。

令和3年7月6日

吉川市長 中原恵人



記

吉川市建設工事請負事後審査型一般競争入札公告

1 入札対象工事

(1) 工事名

吉川美南駅東口周辺地区道路工事（その2）

(2) 工事場所

吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内

(3) 工事期間

契約締結日から令和4年3月24日まで

(4) 予定価格

事後公表とする。

(5) 工事概要

工事延長 L=405m、地盤改良工 A=3,890㎡、舗装工 車道部（基層）A=3,490㎡、歩道部（A）A=2,150㎡、歩道部（B）A=114㎡、歩道部（自転車）A=587㎡、自由勾配側溝 L=715m、長尺U型側溝 L=748m、歩車道境界工 L=730m、照明用ケーブル配管 L=336m、電線共同溝 L=421m、土工一式を実施する。

なお、工事の詳細については、別に定める工事仕様書、設計図面等による。

(6) 入札手続等の方法

資料の提出、届出及び入札は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

なお、本工事と同時に公告している「吉川美南駅東口周辺地区道路工事（その1）」は、一抜け方式により実施する

2 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、次に示す期間内に電子入札システムにより競争参加資格確認申請書に「ダイレクト入札参加申込書兼資本又は人的関係確認書.docx」ファイルを添付し、提出する。

令和3年7月6日（火）午後1時00分から

令和3年7月27日（火）午後5時00分まで

3 入札執行の日時等

(1) 入札書提出期間

令和3年7月28日（水）午前9時00分から

令和3年7月29日（木）午後4時00分まで

(2) 開札日時

令和3年7月30日（金）午前9時15分

1回目の入札の最低価格が予定価格を下回らない場合は、2回目の入札を行う。

スケジュールは電子入札システムで案内する。

初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(3) 資格審査書類提出期限

令和3年8月3日（火）午後5時00分まで

上記(1)、(2)及び(3)は、変更することがある。この場合は、電子入札システム上で別途案内する。

4 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

5 入札に参加する者に必要な資格

(1) 本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

ア 施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

- イ 吉川市契約規則（昭和39年吉川町規則第2号。以下「規則」という。）第3条の規定により吉川市の一般競争入札に参加させないものとされた者でないこと。
- ウ この工事の公告日から入札書提出締切日までの期間に、吉川市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（昭和63年吉川町告示第25号）に規定する指名停止の措置及び吉川市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成19年吉川市告示第59号）に規定する指名除外の措置を受けていない者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- オ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により土木工事業の許可を受けていること。
- カ 土木工事業について、入札書提出締切日から1年7か月前の日（エただし書に該当する者にあつては、手続開始決定日）以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の審査を受けていること。
- キ 令和3・4年度吉川市建設工事等指名競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に「土木工事」の業種で登載された者であること。
- ク 電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、利用者登録が完了していること。
- ケ 他の入札参加者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

(2) 配置予定技術者

- ア 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者（以下「主任技術者」という。）又は同条第2項に規定する監理技術者（以下「監理技術者」という。）であつて、国又は地方公共団体が発注した公共施設の土木工事において、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有するものを本工事に配置できること。ただし、吉川市建設工事における技術者の専任に係る取扱要綱（平成29年吉川市告示第111号）に規定する要件に該当する場合は、主任技術者の兼務を行うことができる。
- イ 配置予定の主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）は、一般競争入札参加資格等確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期限日の3か月以前から恒常的な雇用関係にあること。

ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）に記載することができる。ただし、吉川市建設工事現場代理人取扱要綱（平成29年吉川市告示第112号）第2条第3項又は吉川市建設工事における技術者の専任に係る取扱要綱に規定する要件に該当する場合を除き、現在他の工事に現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者として従事中で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。

エ 予定配置技術者が、現在他の工事に現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者として従事中で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。

(3) 地域要件及び級別要件

ア 埼玉県越谷県土整備事務所管内市町（春日部市、越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町）、埼玉県杉戸県土整備事務所管内市（久喜市、幸手市、白岡市、蓮田市、杉戸町及び宮代町）のいずれかに契約締結の権限を有する者を置く本店、支店、営業所等を有し、名簿に登載されている土木工事の格付がA（吉川市内に契約締結の権限を有する者を置く本店、支店、営業所等を有する者にあつては、A又はB）のものであること。

イ アに定める必要な資格を有しない者のした入札又は入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

6 入札参加資格の有無の確認

吉川市建設工事請負事後審査型一般競争入札試行要領に基づき、入札執行後に確認する。

7 設計図書等

工事仕様書、設計図面、入札金額見積内訳書等（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムへファイル添付するものとし、入札情報公開システムに掲載する。

8 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、発注図書に添付する質問書様式を用いて、次

のとおり、電子入札システムにより提出すること。

(1) 受付期間

令和3年7月6日（火）午後1時00分から

令和3年7月21日（水）午後4時00分まで

（電子入札システムが稼動していない時間を除く。）

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和3年7月26日（月）午後4時00分までに、電子入札システム上で掲示（電子入札システムが稼動していない時間を除く。）する。

9 最低制限価格

吉川市建設工事請負契約に係る最低制限価格制度により設定する。（事後公表）

10 入札保証金

免除する。

11 入札に係る注意事項

(1) 入札の執行

ア 本工事と同時に公告している「吉川美南駅東口周辺地区道路工事（その1）」は、一抜け方式により実施すること。

イ 落札決定順位は、①「吉川美南駅東口周辺地区道路工事（その1）」、②「吉川美南駅東口周辺地区道路工事（その2）」とすること。

ウ 一抜け方式対象案件の一つの工事について落札候補者となった者が、その後開札される他の工事について入札を行っている場合は、その入札を無効とすること。ただし、落札候補者の入札書を無効とした結果、当該入札の参加者が1者となる場合等、一抜け方式による競争性が確保できない恐れがある場合又は他の一抜け方式対象案件が中止になった場合等は、当該入札は一抜け方式を行わない（先の入札で落札候補者となった者が提出した入札は無効とせず、提出された全ての入札書で比較し、落札候補者を決定する。）

(2) 落札者の決定

ア 落札候補者より入札参加資格等確認資料が提出された場合は、速やかに落札候補者

について入札参加資格の審査を行い、入札参加資格を満たしているときは、その者を落札者として決定し、通知すること。

なお、落札候補者が審査の結果、不適格と認められたときは、新たに次の順位の者を落札候補者として審査を行うこととし、落札者の決定まで同様に繰り返すものとする。

イ 落札者決定までの日数を短縮するため入札対象工事の入札参加資格審査は、当該工事より先に開札した工事の落札者を決定する前から行うこと。

この場合、入札対象工事の入札参加資格審査の対象者は、当該入札の開札時点で最も落札候補者になる可能性が高いものを落札候補者と見なす。

このため、入札対象工事の入札参加資格審査の対象者は、当該工事より先に開札した入札の落札者決定の結果によっては落札候補者でなくなる場合があることを予め承知して入札参加資格審査に必要な資料を提出すること。

1.2 契約の時期

電子入札終了後、参加資格の審査を実施し、落札者決定後、1週間以内に遅滞なく契約を締結するものとする。

1.3 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の契約保証金を納付しなければならないこと。
- (2) 上記のほか、契約保証金については、規則第33条から第35条までに規定するところによること。

1.4 支払条件

支払条件は、次に掲げるとおりとする。ただし、(2)の中間前金払と(3)の部分払は、選択制とし、本工事に係る工事請負本契約締結時に受注者が選択するものとする。

(1) 前金払

有り。前金払の額は請負金額の100分の40以内で、1万円未満の端数は切り捨てるものとし、6,000万円を限度とする。

(2) 中間前金払

有り。中間前金払の額は請負金額の100分の20以内で、1万円未満の端数は切り捨てるものとし、3,000万円を限度とする。

(3) 部分払

有り。部分払の額は、工事の既成部分に相当する代価の100分の90以内で、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

1.5 その他

- (1) 提出された確認申請書等の書類は、返却しないこと。
- (2) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に1人配置すること。
- (3) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできないこと。
- (4) 本工事に下請負人を選定する場合は、吉川市内に本店、支店、営業所等を有する者を選定するよう努めること。

1.6 問い合わせ

- (1) 入札及び契約に関すること。

総務部財政課

電話 048-982-5966 (直通)

- (2) 工事内容に関すること。

都市整備部吉川美南駅周辺地域整備課

電話 048-982-9425 (直通)